

松本都市計画地区計画の決定 (松本市決定)

平成24年11月1日決定 松本市告示第526号  
令和3年1月13日変更 松本市告示第2号

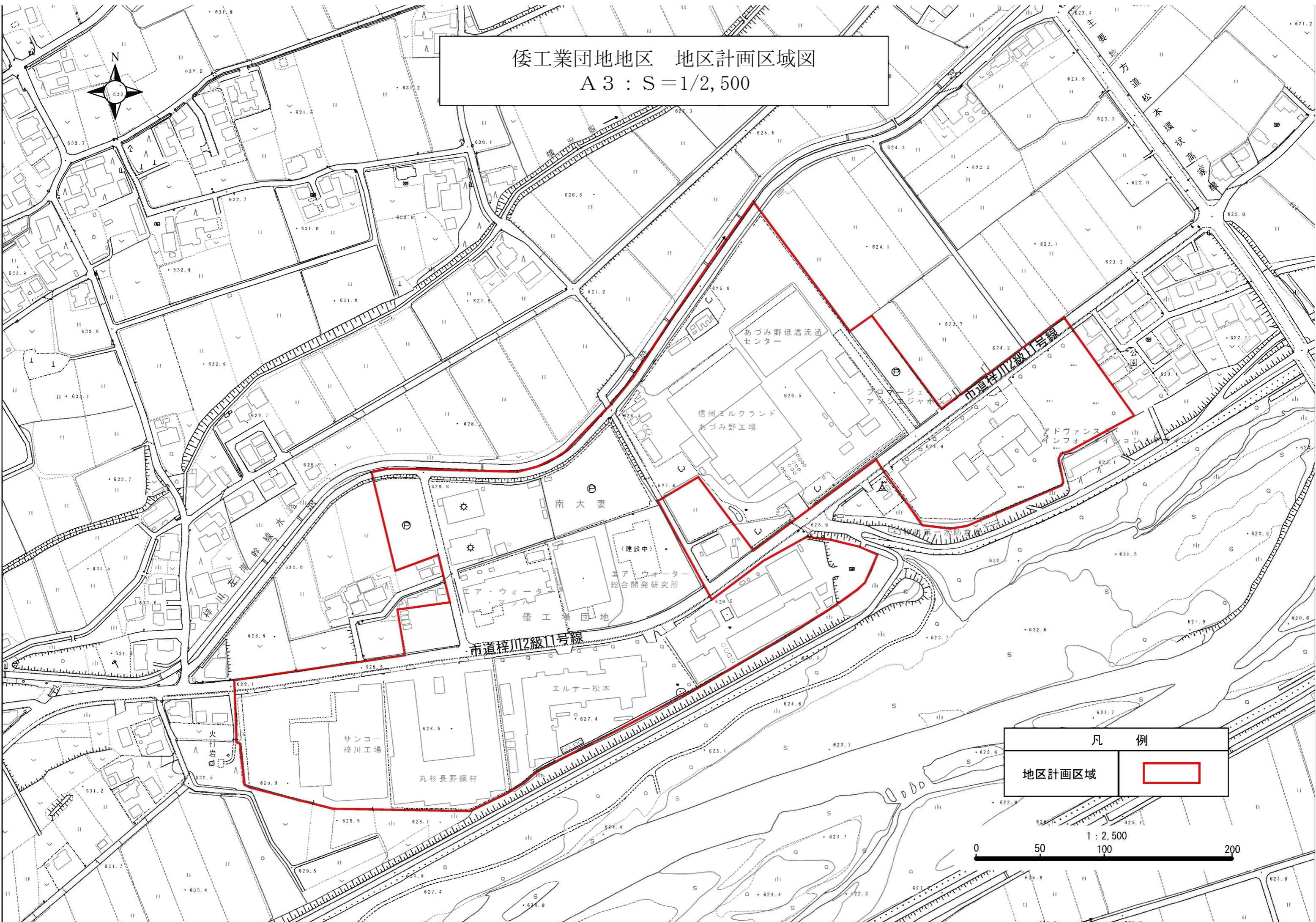
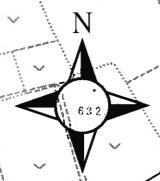
松本都市計画倭工業団地地区地区計画を次のように決定する。

名	称	倭工業団地地区 地区計画
位	置	松本市梓川倭の一部の区域
面	積	約12.7ha
地区計画の目標		<p>本地区は、松本市の中心部より西へ約7km、長野自動車道松本ICより西へ約5kmの地点にあり、旧梓川村における施策で工場を誘致したものである。</p> <p>平成22年11月4日に本地区は松本都市計画区域の市街化調整区域に区分された。しかし、倭工業団地は松本市都市計画マスタープランにおいて産業・研究拠点として位置づけていることから、地区計画を定めることにより、工場の操業環境の保全を図ると共に、周辺の田園景観や自然環境と調和した工業団地の形成を目指す。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>周辺環境との良好な調和を図るとともに、工業団地としての良好な操業環境を保全するための土地利用を誘導する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>1 工業系の建物用途、敷地内の空地の確保、建築物の高さの最高限度、垣・さくの整備、敷地内の緑化等の施策によりゆとりを持った良好な操業環境の形成への規制誘導を図ると共に、その維持、保全を図る。</p> <p>2 意匠については、「松本市景観計画」の内容に沿った建築物、工作物を誘導する。</p> <p>3 敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めると共に、枝等がはみ出さないよう、管理を行う。</p>
	その他保全の方針	<p>本地区の環境及び安全の維持・保全を図るため、次のことを誘導する。</p> <p>1 必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。</p> <p>2 道路のすみ切り部分(交差点内)は、自動車の出入り口としない。</p>

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途 の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第二(わ)項に掲げるもの(工業専用地域内に建築してはならない建築物)
		壁面の位置の 制限	建築物の外壁(出窓及び戸袋を除く。以下同じ。)又はこれに代わる柱の面から市道梓川2級11号線の道路境界線までの距離は5m以上、その他道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。 但し、以下のいずれかに該当するものを除く。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 2 軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5㎡以内の建築物の部分 3 床面積の合計が10㎡以内の建築物 4 床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分
		建築物等の 高さの最高限度	1 建築物の高さは20m以下とする。
		垣又はさくの 構造の制限	道路境界線から建築物の壁面後退区域内に設置するものの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。ただし、門柱その他これらに類するものを除く。 1 生垣 2 敷地の前面道路面から高さ0.6m以下のブロック塀等 3 敷地の前面道路面から高さ1.0m以下かつ敷地地盤面から高さ0.1m以下の土留め擁壁等。ただし、幅0.7m以上の植栽可能な空地を設け設置する敷地地盤面から高さ0.1m以下のものは、この限りでない。 4 前面道路面又は敷地地盤面から高さ1.6m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさく 5 2または3で設置したものの上にフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用したもので、敷地地盤面から高さ1.6m以下のもの

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

倭工業団地地区 地区計画区域図  
A 3 : S = 1/2, 500



凡 例	
地区計画区域	

